

# 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」 における取引所外壳買の停止に関するガイドライン

平成 30 年 4 月 17 日制定  
日本証券業協会

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」（以下「規則」という。）第 6 条並びに第 6 条の 2 第 1 項及び同条第 2 項において、認可会員以外の協会員（以下「協会員」という。）は上場株券等の取引所外壳買又は媒介等による取引所外壳買の停止及びそのために必要な態勢を整備することとされているが、次の事項について留意する。

なお、このガイドラインにおいて使用する用語の定義は、規則で定めるところによる。

1. 規則第 6 条において、取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、協会員は、当該上場株券等の売買又は媒介等による取引所外壳買を成立させてはならないとされているが、次に掲げる事由については、原則として、取引所外壳買を停止しないこととし、取引当事者である協会員が個々にその取扱いを判断することとする。

（ア）コーポレート・アクション等により受渡決済に支障が生じる場合

（イ）取引所のシステム障害の発生等

（ウ）清算機関又は決済機関のシステム障害の発生等

（注 1）振替機関のシステムの稼働等に重大な支障が生じた場合であって、当該支障の解消の見通しが不明である等、取引所外壳買に係る決済を行うことができるかどうかが不明であるときは、状況に応じて、取引所外壳買についても、停止することとする。

（エ）その他（相場の急騰急落等での緊急措置、売買の取消しの可能性の周知等）

（注 2）相場の急騰急落等での緊急措置の場合については、関係諸機関等との連携又は調整を行い、その取扱いを判断することがある。

（注 3）広域的なリスクの発現の結果として、取引所外壳買に係る緊急時事業継続計画（以下「BCP」という。）が発動された場合における当該取引所外壳買の取扱いについては、BCP で定めるところによる。

2. 規則第 6 条の 2 第 2 項の規定により協会員が整備すべき態勢とは、金融商品取引所の有価証券上場規程により上場株券等又はその発行者等に関し開示が必要とされる情報の有無を確認し、特に次に掲げる情報が生じている場合において、会員にあっては当該会員が行う当該上場株券等の取引所外壳買の停止、協会員にあっては当該協会員が媒介等を行う当該上場株券等の取引所外壳買の停止に関し、適切に対応できる態勢をいう。

（ア）公募増資の実施又は中止

（イ）株主割当増資の実施又は中止

（ウ）第三者割当増資の実施、中止又は失権

（エ）ライツ・オファリングの実施又は中止

- (オ) 資本金の額の減少（無償減資を除く。）
  - (カ) 株式の併合
  - (キ) 株式交換
  - (ク) 株式移転
  - (ケ) 合併
  - (コ) 会社分割
  - (サ) 過年度決算の訂正
  - (シ) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
  - (ス) 事業の全部又は一部の休止又は廃止
  - (セ) 解散（合併による解散を除く。）
  - (ソ) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
  - (タ) 公開買付け又は公開買付けに準ずる行為の被買付会社となる会社の運営、業務、財産又は有価証券に関する重要な事項
  - (チ) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
  - (ツ) 行政庁による法令等に基づく処分又は違反に係る告発
  - (テ) 親会社の異動
  - (ト) 手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分
  - (ナ) 親会社に係る破産手続開始の申立て等
- (ニ) 債務免除等の金融支援
- (ヌ) 資源の発見
  - (ネ) 上場株券等である転換社債型新株予約権社債券の全部又は一部の繰上償還
  - (ノ) 監理銘柄又は整理銘柄に指定されると考えられる事項（他の取引所金融商品市場又は外国金融商品市場との重複上場銘柄が行う一部の上場市場の上場廃止申請等を除く。）

## 付 則

このガイドラインは、平成30年7月1日から施行する。